

令和3年6月21日

野木町農業委員会第12回総会 会議録

野木町農業委員会

野木町農業委員会第12回総会 会議録

1. 開催日時 令和3年6月21日(月)午前10時招集
2. 開催場所 野木町役場 新館2階 大会議室
3. 出席委員 9名
 - 会長 9番 黒 須 市 郎
 - 会長職務代理者 7番 田 村 良 実
 - 委員 1番 鈴 木 誠 2番 柿 沼 誠
 - 3番 古 澤 清一郎 4番 渡 邊 初 枝
 - 5番 針 谷 盛 也 6番 須 田 啓 一
 - 8番 館 野 アサ子
4. 事務局職員 潮事務局長・田宮庶務農地係長・尾崎主事
5. 付議案件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 非農地証明願について
 - 議案第4号 野木農業振興地域整備計画の変更について
 - 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理報告について
 - 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号該当証明について
 - 報告第4号 農業経営責任者変更届の受理報告について

「議 事」

- 事務局長 開会を宣言（午前10時）
- 議 長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。
議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。
（異議なしの声あり）
異議なしの声を受け、議席番号7番 田村良実委員、8番 館野アサ子委員を指名した。書記には、尾崎主事を指名した。
議事に入る旨を告げる。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について受付番号17、18について関連があるため一括して事務局の説明を求めた。
- 事務局 議案第1号 受付番号17、18について説明。
野木 2筆 計617㎡ 登記簿・現況ともに 田
野木 1筆 846㎡ 登記簿・現況ともに 田
譲渡人 A氏・A、C、D氏
譲受人 B氏
権利の移転 売買による所有権移転
事由の概要 農業経営規模拡大のため
- 議 長 野木地区担当調査員の報告を求めた。
- 5番委員 6月14日、8番委員、地元担当の7番委員、地元推進委員とB氏の立会いのもと現地調査を行った。
B氏は、夫婦と父で現在50ha作付けをおこなっている、稲作農家である。申請地の両側をB氏が作付けしていることから申請にいたったようである。許可にあたっては何ら問題はないと思われます。
- 議 長 質疑はないか諮った。（質疑なし）地元委員の意見を求めた。
- 7番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われます。
- 議 長 質疑はないか諮った。（質疑なし）
質疑がないため、議案第1号 受付番号17、18について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。（全員挙手）
全員賛成と認め許可することを告げた。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第2号 受付番号16について説明
潤島 2筆 計160㎡ 登記簿 畑・現況 田
申請人 E氏
事由の概要 農家住宅敷地拡張（住宅敷地への進入路）

議長 潤島地区担当調査員の報告を求めた。

3番委員 6月16日、2番委員、地元担当の6番委員、地元推進委員と代理人と立会いのもと現地調査を行った。本申請は以前の総会で野木農業振興整備計画の変更にて可決された案件であります。なお、事後申請のため始末書添付の上での申請になります。

議長 質疑はないか諮った。（質疑なし）地元委員の意見を求めた。

6番委員 農家住宅の建て替えにあたって、以前まで使用していた道路が建築基準法上の道路ではなく、新しい進入路をつくる必要があったため、先行して行ってしまったようだ。今回は始末書が提出されているため、慎重審議いただきたい。

議長 他に質疑がないか諮った。（質疑なし）
質疑が無いため、議案第2号 受付番号16について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。（全員挙手）
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第3号非農地証明願について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第3号 受付番号19について説明。
南赤塚 2筆 計500㎡ 登記簿 畑・現況 宅地
願出人 E氏
事由の概要 宅地への進入路の部分については、昭和22年以前より進入路として利用しており、また住宅敷地部分については、昭和48年頃に住宅を建築し、現在も住宅敷地として利用しているため。

議長 南赤塚地区担当調査員の報告を求めた。

2番委員 6月16日、3番委員、地元担当の1番委員、地元推進委員と代理人の立会いのもと現地調査を行った。
申請地の526番3は、昭和22年以前より進入路として利用しており、また522番3は、昭和48年頃に住宅を建築し、現在も住宅敷地として利用されている。なお、近隣住民のからの近隣住民の証明書も提出されていることから、非農地と認めても問題ないと思われる。

議長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

1番委員 調査員の報告のとおり、問題ありません。

議長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑が無いため、議案第3号 受付番号19について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第4号野木農業振興地域整備計画の変更について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第4号 整理番号1について説明。
野木 1筆 701㎡のうち358㎡ 台帳・現況共に畑
利用目的 住宅敷地
利用予定者 G氏
所有者 H氏

議長 野木地区担当調査員の報告を求めた。

8番委員 6月14日、5番委員、地元担当の7番委員、地元推進委員と代理人の立会いのもと現地調査を行った。
申請地は野木会館の西側の畑である。集落接続もとれており、町の上水道が通っており、雨水は合併浄化槽を利用予定であるので、慎重審議、お願いします。

議長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

7番委員 転用後の残地の畑に関しては、保全管理していくための機械とは所有されていることや、農振除外が認められれば適切に農地法第5条の申請を

行うということなので、問題はないと思われる。

議長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑が無いため、議案第4号 整理番号1について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理報告について事務局の説明を求めた。

事務局 報告第1号について説明。
受付番号37
佐川野 1筆 1,176㎡ 登記簿・現況ともに畑
権利を取得した者 I、J氏
取得した権利 相続による所有権

議長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げ、次に報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理報告について、事務局の説明を求めた。

事務局 報告第2号について説明。
受付番号13
友 沼 2筆 計660㎡ 登記簿 畑・現況 田
譲渡人 K氏
譲受人 L氏
事由の概要 住宅敷地
移転の内容 売買による所有権移転

受付番号14
友 沼 1筆 582㎡ 登記簿・現況ともに畑
譲渡人 M、N、O氏
譲受人 P氏
事由の概要 住宅敷地
移転の内容 売買による所有権移転

議長 この案件についても、調査不要のため報告のみと告げ、次に報告第3号農地法施行規則第29条第1号該当証明について、事務局の説明を求めた。

事務局 報告第3号について説明。
受付番号31
野木 1筆 1,342㎡のうち124㎡ 登記簿・現況共に畑
届出人 H氏
事由の概要 農機具格納庫

議長 この案件についても、調査不要のため報告のみと告げ、次に報告第4号
農業経営責任者変更届の受理報告について、事務局の説明を求めた。

事務局 報告第4号について説明。
届出人 Q氏
変更前の経営責任者 R氏
変更後の経営責任者 Q氏
変更理由 高齢のため

議長 この案件についても、調査不要のため報告のみと告げた。
議案第1号から第4号、報告1号から第4号の全ての審議の終了を告げ
た。次にその他について、事務局に諮った。

事務局 ①農地の売り渡し等の希望について
②令和3年度 農地利用状況調査について
③令和3年度標準農作業料金について
④農地改良について
⑤令和3年度 第1回農業委員会・農地利用最適化推進委員研修会につ
いて

議長 他に何かあるか諮った（別になしの声あり）
以上で議事が全部終了した旨を告げ、閉会を宣言した。

(午前11時20分)